

島本町と大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学との連携協力に関する協定書

島本町（以下「甲」という。）と大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学（以下「乙」という。）は、相互の連携協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙が、歴史的・文化的資源の活用及び知的・人的資源の交流を図ることにより、文化、教育、産業、まちづくり等の分野において、相互の発展と充実に寄与し、地域連携を積極的に推進することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的実現のために、次の事項について連携協力するものとする。

- (1) 人的・知的資源の交流に関すること
- (2) 共同による調査研究及び事業の実施に関すること
- (3) 主催事業に対する相互の支援に関すること
- (4) その他、前条の目的達成のために必要と認められること

（方法）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による連携協力を行うに当たっては、業務に支障のない限りにおいて、相互に便宜を図るものとする。

（期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、甲及び乙のいずれからも書面をもって改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携協力に関する細目については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 この協定書に定める事項について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して解決を図るものとする。

本協定の締結の証として本協定書を2通作成し、署名捺印の上、各々1通を所持する。

平成25年9月1日

(甲) 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 (乙) 大阪市東淀川区相川三丁目10番62号

島本町
町長 川口 裕

大阪成蹊大学
学長 武蔵野 實

大阪成蹊短期大学
学長 岡本 正志